

不利益処分の処分基準

処 分 名	体育館の利用許可申請の取消しの許可		
根拠例規及び条項	多治見市体育館の設置及び管理に関する条例(昭和60年条例第2号)第12条第1項		
所 管 部 課 名	環境文化部 文化スポーツ課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	多治見市体育館の設置及び管理に関する条例施行規則(平成23年規則第37号)第10条	
	基 準	多治見市体育館の管理に関する規則第9条の申請が適正になされること。	
	設定年月日	平成13年9月21日	最終変更年月日
備 考			